

山形県立米沢女子短期大学

目 次

I	認証評価結果	2-(1)-3
II	基準ごとの評価	2-(1)-4
	基準1 短期大学の目的	2-(1)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(1)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(1)-8
	基準4 学生の受入	2-(1)-11
	基準5 教育内容及び方法	2-(1)-14
	基準6 教育の成果	2-(1)-20
	基準7 学生支援等	2-(1)-23
	基準8 施設・設備	2-(1)-27
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(1)-29
	基準10 財務	2-(1)-33
	基準11 管理運営	2-(1)-35
<参 考>		2-(1)-39
i	現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-41
ii	目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-42
iii	自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-44
iv	自己評価書等	2-(1)-47
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(1)-48

I 認証評価結果

山形県立米沢女子短期大学は、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 1年生前期の必修科目である「教養ゼミ」は、学科ごとに専任教員全員が担当する少人数教育体制となっており、入学間もない学生が専任教員から学習等のきめ細かな個別指導を受ける機会となっている。
- 当該短期大学の就職状況は、県内就職が106人（54%）、県外就職が90人（46%）と、県内就職率が50%を超えていることから、県立短期大学として地域を支える人材を輩出する役目を果たしている。また、企業の人事担当者からの評判はおおむね良く、例年、当該短期大学の卒業生を優先的に採用している企業もあり、企業人事担当者からの信頼も得られている。
- キャリア支援センターを平成18年度より設置し、就職支援、進路指導、インターンシップ等を活発に行っている。
- 障がいのある学生が入学した際には、エレベーターやスロープの設置などに加え、利用しやすい教室への変更やノートテイクの支援体制の確立など、迅速な対応が行われている。
- 平成14年度から、学外有識者10人を委員とする運営協議会を組織しており、これにより外部からの大学教育に関する意見聴取や、自己点検・評価の外部評価を受けることができる取組となっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 従前から短期大学の教育方針や各学科の求める学生像に基づいて、入試及びその検証を行ってきた経緯があるが、社会に向けてのより明確なアドミッション・ポリシーの制定が平成18年度以降であったため、アドミッション・ポリシーに基づいた入試及びその検証の実績が、いまだ不十分な状態にある。
- 一定の施設・設備が整っており、またその維持や清掃が行き届いているが、一部の校舎については、老朽化が進んでいる。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 短期大学の目的

- 1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該短期大学の目的は学則に「女子としての一般教養を高めるとともに、実際に必要な専門の学芸を教授研究し、有能な社会人を育成する」と記され、教育研究活動の基本的な方針と養成しようとする人材像が定められている。

さらに、大学案内やパンフレット、ウェブサイトでは理念と目的・目標が明記されている。具体的には、地域性を前提とした存在であることを踏まえて「本学は、知の発見・創造、伝達継承に加え、知の活用・実用（地域貢献）にも積極的に取り組んでいかなければならない。」としており、「大学の教育が果たす最大の地域貢献は、地域社会を支える人材を養成することである。」「豊かな教養に裏付けられた専門的知識・技能とともに、創造的課題探求能力を備えた人材を着実に地域社会に送り出すことこそ本学の使命である。」と明確に記載している。さらに、教育の基本方針として、「①能動型教育の充実強化、②地域と連携した実践的教養教育プログラムの開発、③キャリア支援教育の充実、④生涯学習への積極的取り組み」、を明記している。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 69 条の 2 に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該短期大学の目的は「女子としての一般教養を高めるとともに、実際に必要な専門の学芸を教授研究し、有能な社会人を育成する」と定められ、学校教育法第 69 条の 2 の短期大学の目的「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」と対応している。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものでないとは判断する。

- 1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該短期大学の目的は『学生生活の手引』に示され、また、理念と目的・目標は大学案内や教育方針に明記され、全学生・全教職員に配布されて、新入生向けのオリエンテーションや新規採用教職員の研修会で説明されている。

これらのことから、目的が短期大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該短期大学の理念と目的・目標は『平成 15 年度自己点検・評価報告書』に掲載され、関係機関に配布されており、ウェブサイト上でも公開されている。また、大学案内にも掲載され、入試説明会やオープンキャンパス、教員による企業訪問等で配布・説明が行われている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号、施行日：平成 19 年 12 月 26 日）」施行に伴い、学校教育法第 69 条の 2 は第 108 条になった。

しかしながら、本評価結果においては、短期大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学は国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科、健康栄養学科の幅広い専門からなる 5 学科から組織され、①女子としての一般教養を高める、②実際に必要な学芸を教授研究する、③地域社会の有為な社会人を育成する、とされる建学の精神と理念に対応した構成となっている。

これらのことから、学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

当該短期大学の専任教員の専門は、人文科学系、社会科学系、自然科学系、語学（英語）、体育で構成されており、教養教育を幅広く行える体制となっている。

学科ごとに専任教員全員が、1 年生前期に開講される必修科目の「教養ゼミ」を担当している。これは、ゼミ形式で少人数教育体制の必修科目を置くことにより、入学間もない時期から、専任教員及び新入生同士の交流が促進され、幅広い教養を育む契機にもなっており、学生の満足度も高い。また、教養ゼミの第 1 回もしくは第 2 回までを、全学科共通の「合同教養ゼミ」を設定しており、4 つのテーマ（進路、防犯、性、セクシュアル・ハラスメント）について、学生生活全般の導入教育を行っている。他に、学外各界から様々な講師を招いて開講する「総合教養講座」があり、今日的・総合的の話題に基づいた教養教育の整備も行っている。

教養教育の企画・運営体制について、平成 18 年度までは、総務委員会の下部組織である共通教育担当班が教養教育について検討を行い、学生委員会の中に設けられた総合教養講座部会が学外各界から招く講師を検討し、同じく学生委員会の中に設けられた教務担当者会議が「合同教養ゼミ」（全学共通）の開催や「大学コンソーシアムやまがた」との単位互換制度の整備・実施に取り組んできた。

そのような状況を受けて、平成 19 年度からは、学生委員会の中から教務担当者会議を独立させ、ニーズに合わせたカリキュラムの検討を行う政策的な部門と、教務実務に係る部門を統合して、学内の教務全般を取り扱うという、新たな教務委員会が発足した。これにより、これまでの総務委員会、学生委員会に分かれていた教養教育に関する運営が、教務委員会に集約され、一元的に教育サービスの整備・充実に取り組む体制が構築された。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-④ 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学は、昭和 27 年（1952 年）開学の翌年に附属生活文化研究所を設置した。同研究所は「山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所規程」に基づき、①生活文化関連の調査及び研究、②生活文化関連の共同研究、③調査研究資料・成果等の刊行、④公開講座主催、⑤地域貢献事業、⑥その他必要と認められる事業など 6 つの事業を行うことを目的としている。当該研究所の構成員は全教員であり、各学科から 1 人ずつ選出された委員によって運営委員会が組織され、短期大学の教育研究の成果を生かした活動を行っている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会は「山形県立米沢女子短期大学教授会規程」の定めにより、月 1 回の定例教授会が開催され、規程の制定と改廃、学長選考・教員人事・教員研修・教員の定年等に関すること、学生の入学・卒業・退学・休学・賞罰その他の身分的事項、授業・試験及び単位の認定、学生の補導厚生、その他の諸事項を審議している。

教授会の議題については、定例教授会開催 1 週間前に総務委員会が開催され、各委員会から上げられてきた報告・審議事項を基に審議し、決定されている。また、月 1 回のペースで開催されている教務委員会で審議された教務関係事項については、定例教授会において報告・審議されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教務実務と密接に関わるカリキュラムの検討・再編について、全学的な協議の必要性が、平成 18 年度の自己評価報告書（学生委員会教務担当）において課題とされたことを受けて、平成 19 年度から新たな体制の「教務委員会」が組織されている（観点 2-1-②参照）。構成員は、学生部長、学長の指名する委員長、委員長所属以外の 4 学科から各 1 人の選出委員、事務局の選出委員からなっている。教務委員会の所掌は、①教育課程、授業及び試験等に関すること、②学科教務に関すること、③単位認定法に関すること、④カリキュラム検討に関すること、⑤講義計画書、時間割、非常勤講師の依頼等に関すること、⑥共通教育に関すること、⑦総合教育に関すること、⑧各種講座等単位化に関すること、⑨その他教務に関すること、となっている。この教務委員会は平成 19 年度の 4 月発足から 12 月までに計 7 回開催されており、平成 20 年 1 月以降も月に 1 回の開催予定である。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

「山形県行政組織規則」により、教授、准教授、講師、助教、助手を置き、教授、准教授、講師、助教は「学芸の教授研究業務に従事する」、助手は「学芸の教授研究の補助的業務に従事する」と規定されている。

当該短期大学には5学科があり、それぞれの学科長の責任体制の下で学科会議が運営されているが、学科を中心にしながらも全学のコンセンサスを経て、組織編制を行う体制となっている。採用及び任期に関する規程等については、「教員人事規程」、「教員選考基準」、「教員の任期等に関する規程」、「教員の任期等に関する規程細則」などにより、方針や手続きが定められている。これらに基づいて、採用及び昇任などが行われ、各学科に教授、准教授、講師、助手が配置されている。なお、現在においては、助教は配置されていない。

必要な人事案件については各学科会議で検討を行い、総務委員会に要望する。総務委員会で検討の上で、教授会で審議を行い、県に人事の申請を行う手順となっている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

各学科の教員は、国語国文学科が12人（常勤7人、非常勤5人）、英語英文学科が10人（常勤7人、非常勤3人）、日本史学科が13人（常勤5人、非常勤8人）、社会情報学科が12人（常勤7人、非常勤5人）、健康栄養学科が12人（常勤11人、非常勤1人）から編制され、その他、共通関連科目（非常勤2人）、資格科目（非常勤7人）、教養科目（非常勤5人）についても教員が配置されている。

人事に関する選考については、「教員人事規程」、「教員選考基準」、「教員の任期等に関する規程」、「教員の任期等に関する規程細則」、「教員人事に関する申し合わせ」が定められ、これに基づいて採用及び昇任などが行われ、教員の質が確保されている。また、各学科の主要授業科目については、主に教授及び准教授が担当している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 各学科に必要な専任教員が確保されているか。

国語国文学科は定員100人に対し専任教員は7人（うち教授4人）、英語英文学科は定員50人に対し専

任教員 7 人（うち教授 2 人）、日本史学科は定員 50 人に対し専任教員 5 人（うち教授 2 人）、社会情報学科は定員 50 人に対し専任教員 7 人（うち教授 3 人）、健康栄養学科は定員 40 人に対し専任教員 8 人（うち教授 4 人）が配置され、短期大学設置基準第 22 条関係の学科の種類及び規模に応じて定める専任教員数並びに栄養士養成施設の専任教員の資格要件を満たしている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が各学科に確保されていると判断する。

3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員の男女別構成については、男性 25 人、女性 12 人で、女性割合は 32%となっている。また年齢別構成については 60 歳代 13%、50 歳代 24%、40 歳代 32%、30 歳代 27%、20 歳代 3%となっている。全体として男女別構成及び年齢別構成ともに、各学科において大きな偏りはなく、バランス良く配置されている。

教員採用についてはすべて公募で行っており、公募情報は短期大学ウェブサイト及び科学技術振興機構の研究者人材データベース（JREC-IN）にも掲載されている。また、平成 15 年度から助手を対象として任期制が導入されている。

外国人教員については、常勤 1 人、非常勤 3 人が採用されている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

「教員人事規程」、「教員選考基準」、「教員の任期等に関する規程」、「教員の任期等に関する規程細則」、「教員人事に関する申し合わせ」が定められ、これに基づいて人事の手続きが行われている。

教員の採用・昇任の審議については、教授会にて「人事に関する専門委員会」が設置され、教育研究業績書、履歴書及び推薦人の推薦書に基づいて、候補者の教育研究業績及び学内分掌の実績等が審査されている。

特に教育上の指導能力の評価に関しては、平成 18 年度より教育研究業績書において、「授業改善活動」及び「正規課程以外の教育活動、学生支援」の記載欄が新たに設けられ、評価の対象に加えられている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

学生による授業評価アンケートが前期・後期の 2 回実施されており、各教員はそれを基に、アンケートした授業科目ごとの授業改善報告書を作成し、提出することが義務付けられている。また、平成 18 年度より、「教職員に対する授業公開制度」が制定され授業公開が行われている。

また、把握された問題点に対する取組み事例としては、平成 17 年度に「学生の声」意見箱に寄せられた学生からの要望に応じて、平成 18 年度に「英語学入門」の履修学年の指定を 2 年次から 1・2 年次に変更したことや、スポーツ実技の授業を年間 2 コマ多くすることにより、1 コマ当たりの人数が若干是正されるなどの対応をしたことなどが挙げられ、把握された事項に対して改善していく方向で実働していることが分かる。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に

対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各学科教員の主要研究テーマ・業績と担当授業科目との相関関係については、各学科とも研究テーマと担当する授業内容はおおむね対応していると認められる。

なお、教員の採用、昇任に当たっては、担当授業科目の内容と専門分野での学術論文との対応をチェックしているため、個々の教員の教育内容と研究内容の関連性は、その都度、学内的に審査されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 短期大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

山形県行政組織規則第 50 条により、総務課・庶務係、教務学生課・教務学生係の事務職員が、嘱託職員及び学生アルバイトとともに、学務・補導厚生・進路指導・図書館管理等に関わる事務全般を分掌している。

「情報処理演習Ⅰ」、「情報処理演習Ⅱ」、「情報処理演習Ⅲ」においては、技術的な面をカバーする支援者として社会情報学科の嘱託助手が配置されている。

健康栄養学科の校外実習・栄養教育実習においては、実習受入れ先である病院や市町村の管理栄養士・栄養士約 80 人から、指導・支援を受けている。また、栄養教諭のための栄養教育実習オリエンテーション講義では、実習受入れ学校（5ヶ所）の関係者（校長、教頭、又は給食主任、教育実習指導教諭、学校栄養職員等）に臨時講師を依頼し、支援体制がとられている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

アドミッション・ポリシーを公式に定める以前から、教育方針や各学科の求める学生像等について、オープンキャンパスや高校訪問において周知してきた。

日本史学科及び社会情報学科では平成 18 年 5 月に、短期大学全体並びに国語国文学科、英語英文学科及び健康栄養学科では平成 19 年 1 月に、正式にアドミッション・ポリシーが定められた。短期大学全体としてのアドミッション・ポリシーのうち「求める学生像」については、「①好奇心に富み、自ら課題を発見して、主体的に課題解決に取り組む意欲がある者」、「②専門分野において、基礎的な勉学を着実に積み重ねる努力を厭わず、かつ幅広い教養にも関心を持ち、柔軟な発想ができる者」としており、これは当該短期大学が長年実践してきた教育内容・方針に基づいている。

これらのアドミッション・ポリシーは、大学案内、広報、学生募集要項及びウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

平成 19 年度入試から日本史学科と社会情報学科で AO（アドミッション・オフィス）入試が行われており、当該学科のアドミッション・ポリシーに適合した者を選抜条件としている。

なお、当該短期大学では、アドミッション・ポリシーを定めて日が浅いため、ウェブサイト、大学案内、募集要項等による周知に努め、アドミッション・ポリシーに沿った入試（一般入学及び特別入学等）を平成 20 年度より全学的に実施することとし、アドミッション・ポリシーを理解して出願してもらうように募集要項の記載内容や新入生アンケートの記述の方法を検討している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用され、実質的な機能を有すると判断する。

- 4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生及び社会人を受け入れる特別入試が実施されているが、一般入試に準じているため、本観点には

該当しない。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

「入試委員会規程」、「推薦（特別）入試実施要領」、「AO入学試験マニュアル」、「一般入学試験実施要綱」に従い、学長を実施本部長とし、その指揮監督の下で実施されている。

合格者数は各学科の提案に基づき、教授会で審議され決定している。

入学者選抜試験において、不測の事態が発生した場合には、学長、学生部長（入試委員長を兼任）、事務局長が協議して対応する体制となっている。

試験結果の開示を希望する受験者には、直接本人の口頭による申し出に基づいて、総合得点及び順位を開示することとしている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

当該短期大学においては、アドミSSION・ポリシーを正式に定める以前から、学科ごとに各入試区分の学生の傾向を分析・検証しており、それを踏まえて入試委員会で入学者選抜の検討・改善に取り組んできた経緯がある。

日本史学科及び社会情報学科では、平成 19 年度からアドミSSION・ポリシーを踏まえたAO入試が実施されているが、短期大学全体並びに国語国文学科、英語英文学科及び健康栄養学科のアドミSSION・ポリシーについては平成 19 年 1 月に正式に定められ、全体的には平成 20 年度入試からそれらを踏まえての学生受入を行うこととなっている。

既に実施している 2 学科のAO入試の学生については、成績、就職、卒業等に関する各種データが来年度以降出揃い始めるため、これに基づき、学科ごとに学生の傾向等を分析・検証を行うことになっている。この結果は入試委員会等で協議され、入学者選抜等の改善に資することとしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入を検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善におおむね役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該短期大学における平成 15～19 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。

〔短期大学士課程〕

- ・ 国語国文学科 : 1.08 倍
- ・ 英語英文学科 : 1.10 倍
- ・ 日本史学科 : 1.17 倍
- ・ 社会情報学科 : 1.17 倍
- ・ 健康栄養学科 : 1.06 倍

学年定員 290 人（国語国文学科 100 人、英語英文学科 50 人、日本史学科 50 人、社会情報学科 50 人、健康栄養学科 40 人）に対する 5 年間の入学定員に対する実入学者数は最低で 109%（平成 16 年度）・最高

で114%（平成17年度）であり、学科別では国語国文学科の入学者数は最低105人（平成19年度）・最高117人（平成17年度）、英語英文学科は最低51人（平成19年度）・最高61人（平成18年度）、日本史学科は最低53人（平成18年度）・最高64人（平成17年度）、社会情報学科は最低56人（平成17年）・最高66人（平成19年）、健康栄養学科は最低40人（平成18年度）・最高45人（平成15年度と16年度）である。単年度で見た場合、実入学者数が入学定員を20%以上超えたのは英語英文学科の61人（平成18年度）、日本史学科の61人（平成19年度）、64人（平成17年度）及び社会情報学科の66人（平成19年度）の計4回であり、実入学者数が入学定員を下回った年度はない。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 従前から短期大学の教育方針や各学科の求める学生像に基づいて、入試及びその検証を行ってきた経緯があるが、社会に向けてのより明確なアドミッション・ポリシーの制定が平成18年度以降であったため、アドミッション・ポリシーに基づいた入試及びその検証の実績が、いまだ不十分な状態にある。

基準 5 教育内容及び方法

(短期大学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準 5 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<短期大学士課程>

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

教養科目は「教養教育科目」及び「共通基礎科目」からなっており、全体としては総合・人文・社会・理科・情報リテラシー・語学・保健体育の区分で授業科目が配置されている。

専門科目に関して、国語国文学科では、正しい日本語を用いる能力、伝統文化の豊富な知識、緻密な論理思考を有する人材育成の目的に沿って「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」、「関連科目」に分けて専門科目を開設している。

英語英文学科では、英会話やライティングなどの実践的な科目と英米文学などの教養的な科目をほぼ同じ比重で配置しており、「基幹科目」、「共通基礎科目（英語コミュニケーション科目）」、「関連科目」に分けて開設している。

日本史学科では、歴史的な洞察力、柔軟かつ論理的な思考力を有する人材育成の目的に沿って「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」、「関連科目」を体系的に配置している。

社会情報学科では、情報科学の基礎知識と応用力、社会科学的な広い視野と分析力を有する人材育成の目的に沿って「基礎科目」、「情報基礎科目」、「情報応用科目」、「社会応用科目」、「演習科目」、「特定領域研究」に分けて情報系と社会系の専門科目を開設している。

健康栄養学科では、平成 14 年度に改正された栄養士法施行規則に基づいて、教育内容から 6 分野（社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営）に大別された専門科目を、講義と実験・実習をバランス良く構成して開設している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

全学の学生が多面的な教養科目を履修できるように、1年前期に「教養ゼミ」、1・2年次に「総合教養講座」を配置し、1年次集中講義としてキャリアの形成を支援する「キャリア形成支援講座」などを設けている。情報リテラシー関係では、情報処理演習Ⅰ・Ⅱが文書作成や表計算の基本を教え、情報処理演習Ⅲが実践的トレーニングを行う授業内容となっている。外国語科目関係では、基礎的な英語力を養う科目群と、国際化社会に向けての外国人教員による英会話や、海外語学実習の科目を配置している。保健体育科目も、学生が生涯スポーツを楽しむ契機となるべく、基本運動から個人種目スポーツ、団体種目スポーツ、レクリエーション・スポーツといったジャンル分けて10科目配置し、複数のスポーツ種目に触れられる授業内容となるよう配慮している。

「日本語を用いる力、豊かな伝統文化の知識を持つこと」を教育の目的に掲げる国語国文学科は、基礎科目で国文学や国語学など15科目の網羅的・総合的分野を置き、専門分野では8科目の講読科目や7科目の特殊講義科目において知識を深め、さらに思考力を養う8科目の演習科目を設置している。また、関連科目で、日本の伝統的な装束の実物を学生に着装させながら、公家や武家の儀式や行事のありようを実習できる「有職故実」が特徴的である。

「国際社会にも通用する実践的な英語力を涵養すること」、「ものごとを偏見なく見るための洞察力と社会に出ても十分に対応できる教養を涵養すること」を教育方針に掲げる英語英文学科では、前者の目的に対しては、英会話やリーディング研究、ベーシックライティング、エッセイライティング等の実践に配慮した30の授業、後者の目的に対しては、英米文学講読や英米文化演習、英語学、英語音声学等の20の教養的授業の科目を配置している。さらに関連科目として、検定英語講座や日本文化論、異文化理解等の9の授業科目も配置している。

「歴史的洞察力」、「柔軟かつ論理的な思考力」をもって社会の発展に貢献できる人材育成を目的とする日本史学科は、基本から専門へ、知識から体験へと学べるよう、日本史概説や古文書学、史学実習等の授業を行う「基礎科目」、日本史講読や日本史特殊研究、日本史演習等の授業を行う「基幹科目」、女性史や歴史考古学、生活文化史等の授業を行う「展開科目」、地理学や地誌学、法律学等の授業を行う「関連科目」を配置している。

情報社会の構造、動態、技術の本質を理解する人材を育成することを目的とする社会情報学科は、「基礎科目」、「人間社会と心理」、「経済と経営分析」、「メディア表現と情報」、「基礎ゼミ」、「専門ゼミ」、「卒業研究」の7区分に分類し、52の科目が配置され、当該短期大学の「理念と目的・目標」に定められた(1)現代社会の仕組みや人間集団に関する理解を深めるための基礎知識を習得させ、実社会における諸問題を正確に分析し柔軟に対処できる能力を涵養すること、(2)情報技術の専門知識を体系的に習得させ、それらを応用して情報社会で要求される問題解決能力や情報メディアによる表現力を高めること、に対応した授業内容となっている。

人間の心身の健康を維持発展させる専門的な知識と技術を有する人材を育成することを目的としている健康栄養学科は、健康の維持・増進と生活習慣病対策に必要な基礎科目に重点を置いて、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」、「卒業研究」7区分・47科目が配置されている。栄養士資格は、指定された33科目の単位を卒業要件の中で修得し、卒業すれば取得できるカリキュラムとなっている。

また、各種資格科目はそれぞれの規程に定められた科目を開設している。中学校教諭(国語・英語・社会二種及び栄養教諭二種)、栄養士、図書館司書、学校図書館司書教諭、博物館学芸員の資格科目があり、それぞれの根拠法令に則り授業を編成している。ピアヘルパーの資格については民間の資格であるため、ピアヘルパーの目的や内容に合致する授業を「ピアヘルパーに関する科目」としてシラバスに明示してお

り、そこから3科目6単位を修得した上で、日本教育カウンセラー協会の認定試験を受験することとなっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各教員の研究成果は、担当している授業科目の内容に対応したものとなっている。

教養教育科目において、研究が授業に反映された授業の代表例として、知的障害児・要介護高齢者に対する態度・イメージの因子の比較の研究成果を反映した「心理学」、ドイツにおける子どもの自立性への親の配慮に関する研究成果を反映した「現代社会と教育問題」、脳機能低下と運動の研究成果を反映した「スポーツ実技七～十・健康理論」が挙げられる。

専門科目において、代表例としては、コンピュータウィルスの構造分析に関する研究成果を反映した「ネットワーク技術論」（社会情報学科）、生活習慣病に対する栄養指導の研究成果を反映した「栄養指導論・栄養指導実習Ⅰ」（健康栄養学科）が挙げられる。

資格科目において、代表例としては、ウコギ葉のラットにおける食後血糖値上昇抑制作用の研究成果を反映した「生化学Ⅰ・生化学Ⅱ・生化学実験」（栄養士資格及び健康栄養学科）、博物館担当教員が本務とする専門的な職務内容を授業に反映させた「博物館概論・博物館資料論・博物館経営論・博物館情報論・博物館実習」（学芸員資格）が挙げられる。

また、教員の採用及び昇任時においては、担当する授業科目の内容に対応する専門分野での学術論文数の下限が、「教員人事に関する申し合わせ（平成15年6月9日教授会決定）」に定められ、研究水準の質の向上も図られている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

各学科専門科目の一定数を開放科目として他学科の学生の受講を認めている。また、「大学コンソーシアムやまがた」の「単位互換に関する包括協定書（平成18年2月15日）」により、山形大学、山形短期大学、東北芸術工科大学、羽陽学園短期大学、山形県立保健医療大学、鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学、放送大学と単位互換の協定を結んでいる。このことについては、学生にもその旨を周知するため、シラバスに記載されている。

編入学ニーズに配慮した教育課程編成等をしている事例としては、教養科目の「英語 三」・「英語 四」・「英語 六」や、英語英文学科のカリキュラムが4年制大学への編入学対策も視野に入れた内容になっていること、社会情報学科で編入学を目指す全学科の2年生を主な対象として、前期の授業時間外に自主的な「経済学勉強会」を開いていること、さらに、いずれの学科でも、近年学生の要望が多い編入学対策として、各演習ゼミ担当教員が小論文・面接等の指導に当たっていることなどが挙げられる。

また当該短期大学では、資格及び免許取得希望の学生ニーズにも配慮している。教職資格については、取得希望の学生が相当数おり、中学校教諭（英語、国語、社会）第二種及び栄養教諭第二種の資格が取得できるよう配慮されている。栄養士資格については、健康栄養学科に入学した学生は、定められた卒業要

件を満たすことによって、ほぼ全員資格を取得している。社会情報学科では、基本情報技術者及び初級アドミニストレーターの資格取得に対応した科目群がある。

さらに、日商P C検定等の資格取得を希望する学生のために、教養科目の「情報処理演習Ⅲ」では、授業で受験対策用の練習問題を数多く解かせるようにしている。また、米沢商工会議所と連携して平成 19 年度より学内受験ができるようにしている。

なお、例年2～3人の社会人入学生を受け入れており、他大学及び他短期大学で修得した単位の 30 単位までを上限として、審査の上で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位認定を行っている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該短期大学は、学生の主体的な学習を促し、十分な授業時間外の学習時間を確保するために、各種の方策を講じている。

具体的には、附属図書館における資格取得関係の蔵書の充実や、学内LANにつながったパソコンが、自主学習のできる学科ごとの合同研究室及び4室ある情報処理学習施設に合計で約210台設置されていることなど、主体的な学習ができるような情報環境を整えている。

また、授業時間外での外国人教員による指導、保健体育での小グループによる授業実施、演習科目での演習課題作業時間の確保（司書・司書教諭科目）、各実験室・実習室にもパソコン等の環境整備をし、休日利用を可能としたこと（健康栄養学科）、合同研究室に待機している助手による学生の指導・相談（国語国文学科）、研究室の随時開放、LL教室の助手の常駐など、自主的な学習を支援する体制を整えている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

演習科目は演習室や情報処理教室、実験・実習科目は実験室・実習室で、少人数の教育を行っている。また日本史学科の史学実習、健康栄養学科の栄養教育実習・校外実習のように、フィールド型授業もカリキュラムに組み込んでいる。また、基礎科目、基幹科目のうち概説などの科目は、大・中教室にて講義形式で行っている。教養ゼミ、演習、講読などの授業についてはゼミ形式で、1年次から少人数教育を行っている。特に教養ゼミは、学科ごとに専任教員全員が担当し、少人数教育体制による1年生前期必修科目として、入学間もない学生が専任教員から学習等のきめ細かな個別指導を受ける機会となっている。

各教室には、パソコン、プロジェクター、ビデオ・DVD再生機、OHP、LLなどを設置し、メディア機器を利用した授業も行っている。

全学的なSDFD運営部会（SD＝スタッフ・ディベロップメント、FD＝ファカルティ・ディベロッ

プメント)を設置し、授業改善ワークショップ、公開授業、FD講演会などを開いて、学習指導方法の向上に努めている。

また、平成16年度から、山形県内の大学・短期大学の連携によって機能強化を図り、県内の高等教育機関が共有する質の高い教養教育カリキュラムを開発することを目的とした「地域ネットワークFD“樹氷”」にも参加しており、平成16～18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム(以下、現代GP)として、大学間相互で協力して合同FD活動を行っている。平成18年度には、合同FDとは別に、学内に独自で学生SDFDモニター会議を開催して、学生の意向を確認し授業改善の指針としている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教養科目、各学科専門科目、資格科目ごとに編集した全学共通シラバスを作成し、全学に配布している。

シラバスには、「授業のねらい」、「授業計画」、「テキスト」、「受講生へのメッセージ(授業評価を踏まえた方針など)」、「評価方法」の項目が記載されており、学生からは興味のある科目探しや、予習の参考に活用されている。また、利便性を考慮し、平成19年度からは情報量を減らすことなくページ数を削減し、携行しやすく改善されているが、シラバスの個々の記載内容については精粗が見られる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿っておおむね適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

附属図書館の開館時間は、学生の利用が集中する5月～7月及び10月～1月の7ヶ月間を平成17年度から1時間延長し9時00分から19時00分までとしている。それ以外の月(5ヶ月間)については9時00分から17時00分までとしている。

各学科の合同研究室には、学習に必要な資料や辞典類などを備え付けて、常時学生が自由に学習に使えるよう環境を整えている。また、各学科の合同研究室及び4室ある情報処理学習施設には、合計で約210台のパソコンを設置しており、学生の利用に供している。

その他、高大連携推進事業の取組の一環の中で、基礎学力不足の学生のために高等学校の教員を招いて、英語、数学、化学関係の補習授業が行われている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

学則及び「成績の査定に関する規程」に成績評価基準や卒業認定基準を規定し、それに沿って単位を認定している。これらを『学生生活の手引』に記載し、全学生に配布し、周知を図っている。併せてシラバ

スにも「教育課程と履修の方法」の項目において単位認定と卒業要件等を記載し、入学時及び新年度のガイダンスで学生に説明し、周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

各教員は学則や「成績の査定に関する規程」などに基づいて、出席、試験、レポートなどにより、優・良・可・不可の単位認定を行っている。成績評価の方法はシラバスで周知している。

卒業認定は、2月の定例教授会において審議し、可否を判断している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

「成績の査定に関する規程」の算定基準により成績が評価されており、また、試験及び追試験で不合格となった学生に対しては、願い出によって再試験を受ける権利が与えられている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「大学コンソーシアムやまがた」において8つの大学、短期大学、高等専門学校、放送大学等と協定を結び、単位互換を図っている。
- 1年生前期の必修科目である「教養ゼミ」は、学科ごとに専任教員全員が担当する少人数教育体制となっており、入学間もない学生が専任教員から学習等のきめ細かな個別指導を受ける機会となっている。

【改善を要する点】

- シラバスの個々の記載内容に精粗が見られる。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該短期大学の教育目標・教育理念並びに各学科の教育目標は、大学案内、教育方針及び『学生生活の手引』等に明記され、これらの教育目標や理念の学生への浸透を図るため、入学直後に学科ごとに2日間にわたるオリエンテーションを実施している。また、山形県の地域FDネットワーク作成の学習マニュアル『なせば成る!』を新入生に配布している。

達成状況を評価・確認する取組としては、日本史学科と健康栄養学科において卒業研究発表会が実施され、また学科によっては必修ではないが、卒業研究の論文集等が作成されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

単位修得、進級並びに卒業に関する状況は、平成18年度は、退学7人、除籍0人、休学2人（1人は休学後退学）、留年2人（1人は休学中）と、退学、留年者は少なく、99%の学生が進級・卒業している。資格の取得に関しては、教職51人、司書96人、司書教諭10人、栄養士40人、学芸員33人、ピアヘルパー46人と、多くの学生が希望する資格を取得している。

また、卒業研究に関しては、学科によっては必修ではないが、論文集等を作成している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17年度以降の学生による授業評価アンケートでは、動機付け・指導内容・指導方法・指導技術に関する質問各4問、計16問の項目からなる授業評価アンケートを、講義科目を中心に73の科目について、前期後期に分けて実施している。例えば平成18年度後期の授業評価については66の科目が評価の対象となっている。授業評価の全体平均の結果を抜粋すると、

- ① 「学習課題が明確で、学ぶ意欲がわいた」(51%)
- ② 「将来、役に立つと思われる内容であった」(56%)
- ③ 「理解しやすい授業内容であった」(53%)
- ④ 「テキストや資料などの内容が適切で分かりやすかった」(51%)

⑤ 「教員の声や話し方が聞き取りやすかった」(64%)
 となっており、それぞれ50%以上のプラスの評価を得ている。
 これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成18年度卒業の学生は、就職した者196人（希望者数に占める就職率91.2%）、四年制大学へ編入学した者75人（希望者数に占める進学率94.9%）、となっている。また、就職した者のうち、県内就職が106人（54%）、県外就職が90人（46%）となっており、県内就職率が50%を超えていることから、県立短期大学として地域を支える人材を輩出する役目を果たしている。

就職状況全体の内訳としては、民間企業に163人、公務員に33人が就職している。民間企業への就職先で、多い順に産業分類を挙げると、卸・小売業が36人、飲食店・宿泊業が32人、製造業が23人、金融・保険業が12人、医療・福祉が11人となっている。特に、健康栄養学科では栄養士資格取得者37人のうち26人が栄養士として、また1人が関連した仕事に就職している。また、他学科においては就職者の一部であるが専門性を活かした就職を果たしている。例として、英語英文学科では英語コミュニケーション能力を生かしたサービス業に、社会情報学科では情報関連の仕事に、国語国文学科では図書館司書に就職している。

編入学先としては、山形大学人文学部に15人、福島大学行政政策学類6人、宇都宮大学国際学部6人などがあり、東北・関東甲信越地方の国公立大学が多い。

また、当該短期大学では、平成18年度よりキャリア支援センターを開設している。具体的には、就職支援（民間企業、公務員、未就職卒業生に対するフォロー）、編入学支援、キャリア教育（インターンシップ、各種ガイダンス・講座、資格取得支援等）を、学生の進路に合わせて2年間にわたる支援プログラムとして提供している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教職員が企業を訪問し、求められる資質や能力に関して意見聴取をし、その内容を復命書という形で報告することになっており、情報を蓄積している。毎月定例のキャリア支援センター会議や、各学科会議においても、企業を訪問した教員が意見聴取内容を報告し、情報の共有化がなされている。企業の人事担当者からの評判はおおむね良く、例年当該短期大学の卒業生を優先的に採用している企業もあり、企業人事担当者からの信頼も得られている。

また、昭和29年（1954年）に発足し全国に10,000人以上のOG会員を有する同窓会（さわらび会）があり、同窓会開催時に教員と卒業生が意見交換会を実施し、短期大学での学習の卒業後の活用について意見聴取している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 当該短期大学の就職状況は、県内就職が106人（54%）、県外就職が90人（46%）と、県内就職率が50%を超えていることから、県立短期大学として地域を支える人材を輩出する役目を果たしている。また、企業の人事担当者からの評判はおおむね良く、例年、当該短期大学の卒業生を優先的に採用している企業もあり、企業人事担当者からの信頼も得られている。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に全学科共通ガイダンスを行っており、その中で教務委員長により教養科目、専門科目、選択科目等の区分と履修の仕方、卒業要件、他大学の単位互換制度（平成 18 年度より開始）等についての全学科共通事項の説明がなされている。そしてそれを引き継ぐ形で各学科別ガイダンスも行っており、その内容は各学科の特徴に合わせた具体的な説明、指導となっている。

学生の個別指導については、各学科の教務担当委員が全学生の単位修得状況をチェックし、成績に問題のある学生の情報を、1 年次は主にクラス担任、2 年次は主にゼミ担当教員に把握させた上で、それぞれの担当教員が成績表を学生に個別配付しており、その際に、卒業や進路、資格取得に向けたきめ細かい個別指導が行われている。また、学生指導の情報については、各学科会議でも共有されている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学年担任やゼミ担当教員等が学生からの進路・学習相談などを受けている。また、教員全員が週 2 時間以上のオフィスアワーを設定しているが、オフィスアワーの時間外においても、学生の要望に応じて個別にきめ細かく対応している。

進路支援については、平成 18 年度にキャリア支援センターが開設され、支援活動に取り組んでいる。同センターが定めた「平成 19 年度キャリア支援計画」に基づき①一般就職コース、②公務員コース、③編入学コース、④全コース共通といったプログラムを設定しており、情報の提供（求人票公開、各種資格試験の周知、進学希望者向け各種学校情報等）や、面接指導や履歴書作成の相談、インターンシップの受付や各種勉強会等を行っている。インターンシップについては平成 18 年度では 83 人、平成 19 年度では 68 人の学生が参加しており、各年の入学者数における比率では、それぞれ約 20%以上の学生が一般企業、市町村、県庁等での実地研修を受けている。

さらには、学外講師による公務員試験対策、就職セミナー、編入学対策の各種講座も開講している。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生ニーズ把握のための取組としては、平成 14 年度から半期ごとに授業評価アンケートを実施し、平

成 15 年度から隔年で学生生活実態調査を行い、平成 17 年度から「学生の声」意見箱（不定期）を設置している。

また、「地域ネットワーク F D “樹氷”」の活動の中に組織された F D 学生モニターによる「大学生 F D 会議」において、参加校から代表学生が毎年参加することになっており、平成 18 年度は当該短期大学の学生 2 人が参加し、他大学の F D 状況を把握している。これを受けて、参加学生を中心に、平成 18 年度より学内でも学生 S D F D モニター会議を立ち上げることになり、S D F D の制度・活動について学生から意見聴取を行っている。

なお、学習支援というものに限った目的での相談や意見聴取は行われていないが、授業評価アンケート、学生生活実態調査、「学生の声」意見箱の他、少人数教育体制、クラス担任指導やゼミ教員指導等によって学生のニーズは把握されている。特に授業評価アンケートについては、学生からの意見が反映されやすいように、授業終了後に教員が退出した後、クラスの代表者がアンケート用マークシートを回収し、事務局へ提出するという工夫も行っている。

訪問調査における学生へのヒアリング調査からも、教員からのサポートの厚さや、教員に何でも相談しやすい雰囲気がある等の意見が得られている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

過去に車椅子利用の学生が入学した際に、玄関スロープ、エレベーターの設置をしているが、既存の建物の構造上、エレベーター設置が不可能な階もあるため、そういった学生の教室移動に支障が出た場合には、利用する教室の変更などで対応している。また、平成 19 年度入学の聴覚の障がいのある学生へは、ノートテイクの支援を行っており、これに対応してノートテイクをサポートするための養成講座も開催している。

留学生は少ないが、社会人学生の中には日本語を母語とせずサポートが必要な学生がいるため、平成 18 年度に「留学生チューター制度」及び「平成 18 年度留学生チューター制度実施要領」を整備し実施した。その後の検証として留学生・チューター双方からの意見聴取を行い、制度が機能していることが事務局資料「留学生チューターの実施状況についての事後インタビューのまとめ」（平成 18 年 7 月 28 日・学生部作成）で確認されている。なお、チューターには謝金が支払われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館には閲覧席 108 席を用意し、パソコン 9 台、視聴覚機材 3 台、その他雑誌・新聞閲覧スペースが整備されている。開館時間については、従来の 17 時閉館から段階的に 19 時閉館へと延長している。

授業時間外に、約 180 台のパソコンを設置している 4 室の情報処理学習施設を開放しており、英会話の

自主学習ソフト、映像処理ソフトが利用でき、マイクやデジタルビデオカメラ等の貸し出しも行っている。

キャリア支援センターにおいても、就職・資格・編入学に係る資料閲覧や自主学習に対応したスペースがあり、コピー機が設置されている。

LL教室では主に外国語会話の自主学習用に視聴覚機器を個人単位でも利用できる。

その他、ロビー、食堂、憩いの場などにおける談話スペースの設置、空き教室の開放、学生用印刷室の整備、各学科の合同研究室の開放などを行い、自主的に学習できる環境が整えられている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2 ② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該短期大学は、①自治会活動の支援・助成、②吾妻祭（大学祭）の実施、③教職員によるサークル活動の指導・支援、④活動助成金の交付（各種大会・発表会など）、⑤施設・設備の開放、⑥振興会予算での助成、⑦学外施設でのボランティア、インターンシップ、海外短期留学等の情報提供、などの学生の課外活動に対する支援を行っている。学生の活動時期や期間はそれぞれだが、約半数の学生が課外活動に参加している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1 ① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

クラス担任や少人数ゼミ担当教員による個別相談で学生の進路や学習相談等が行える体制となっている。必要に応じて看護師と相談し、カウンセリング等の紹介もしている。

健康面については、保健室に看護師が常駐し健康相談が受けられるほか、3人の学校医も委嘱しており、健康診断の実施や、常駐看護師と学校医の連携の下で学生の健康フォローを行っている。また、保健室は、保健所等と連携した地域の「思春期カウンセリング」の学内窓口も兼ねている。

週に1回の臨床心理士による予約制のカウンセリングを実施しており、平成18年度の相談状況は前期で40件、後期で24件であった。さらに、学生によるピアサポートサークルが学生同士の相談・助言活動を行っており、教職員や看護師、カウンセラーもこの活動を支援している。

また、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を組織し、セクシュアル・ハラスメント相談委員・相談室を設置し、「セクシュアル・ハラスメントに関する指針」を定め、全教職員を対象とした研修会を毎年実施している。さらに、携帯用に「しおり」を作成し全学生及び全教職員に配布している。

就職や進学相談については、キャリア支援センターを設置し進路相談を行っている。専任職員によるキャリアカウンセリングを行っており、進路に関わる悩みや不安の相談にも応じている。就職だけでなく編入学を含めた進路情報を提供するように改善してからは、ほぼすべての学生に利用されている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-2 ② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

隔年で学生生活実態調査を実施し、平成17年度から「学生の声」意見箱（不定期）を設置している。担当の委員会が問題点を検証し、寄せられた意見については必ず学生に対し対応策等を掲示で回答している。平成18年度からは大学改善に学生の意見を取り入れるため、学生SDFDモニター会議を実施し、学生の生の声を教員が直接に聞く機会を設けている。

いずれの場合においても、把握したニーズについては対応策を検討することになっており、「平成 17 年度学生生活の実態及び満足度調査アンケート結果」、「平成 17 年度学生生活の実態及び満足度調査のとりまとめ」、「『学生の声』に対する事務局回答（平成 18 年 9 月）」の事務局文書として検討内容と改善の方策等がまとめられている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

車椅子用トイレやエレベーターを設置しているほか、日本語を母語としない学生に対するチューター制度を設け支援を行っている。特別なニーズの把握については、少人数のゼミ等を通して行われ、学生委員会がその対応策を検討し、大学として取り組む体制がとられている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

独立行政法人日本学生支援機構による奨学金貸与の希望者は、同機構が定める申込資格、学力基準、家計基準に基づいて、当該短期大学により公正に審査され推薦されている。平成 14 年度から平成 18 年度では、年平均で一種（無利子）31.8 人、二種（有利子）27 人の者が貸与を受けた。

授業料の免除制度による免除希望者は「山形県立大学の授業料免除等取扱要領」等により審査されており、平成 14 年度から平成 18 年度までの各学期の平均希望者数は 36.7 人であり、平均の免除者数は全額免除が 20.9 人、半額免除が 1.7 人であった。希望者のうち平均で 58.5%の学生が全額又は半額免除となっている。

さらに、家計の急変等により、独立行政法人日本学生支援機構の緊急採用及び応急採用の奨学金制度を利用して就学が困難な学生に対して貸与する独自の教育振興会奨学金（無利子）の制度が平成 17 年 6 月に創設されている。貸付限度額は 120 万円（1 年度につき 60 万円）であり、貸付申請書を基にして教育振興会が貸付の可否、金額等を決定している。平成 17 年度は 3 人に貸与された。

また、収容定員 120 人の学生寮があり、年額 340,800 円（寄宿料、食費、光熱水費、雑費）で、過去 5 年間の平均寮生数は 119 人である。また、平成 16 年度から冬季間（12 月から翌年 2 月まで）のみ、学生寮・キャンパス間の定期バス（1 日 6 便）を運行し、通学の安全性と利便性を図っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- キャリア支援センターを平成 18 年度より設置し、就職支援、進路指導、インターンシップ等を活発に行っている。
- 障がいのある学生が入学した際には、エレベーターやスロープの設置などに加え、利用しやすい教室への変更やノートテイクの支援体制の確立など、迅速な対応が行われている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該短期大学の校地等の面積は、38,496 m²となっている。また、全体の校舎等の面積は、17,267 m²となっている。

校地面積、校舎面積は短期大学設置基準以上を保有しており、教室も、講義室、研究室、LL室、視聴覚教室、情報処理教室、附属図書館、体育館をはじめ、健康栄養教育のための実習室、実験室、健康トレーニングルームが設置されている。

また、正面玄関にはスロープが、B号館及びC号館には車椅子での乗降可能なエレベーターがそれぞれ設置されており、バリアフリー化への配慮がなされている。

なお、一定の施設・設備が整っており、またその維持や清掃が行き届いているが、一部の校舎については、老朽化が進んでいる。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

4室の情報処理学習施設をはじめ、5学科すべての合同研究室、キャリア支援センター、学生自治会室、附属図書館、学生ホール、調理学実習室、LL準備室及び健康栄養教育に関する5つの実習室等、学内全域にネットワーク接続されているパソコン台数を合計すると約240台あり、教職員用のものを含めると約340台が整備されている。これらは、学生の各種情報収集や教育・研究、レポート作成などに有効活用されている。

学生はIDとパスワードを持ち、携帯端末からも休講情報等にアクセスできるようになっている。

これらのネットワークについて、学内の図書館情報委員会内の情報処理専門部会が管理・運営を担当し、学内LANの運用支援業務は専門業者に委託されて整備されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

附属図書館規程及び附属図書館利用細則によって、附属図書館の運用方針が定められている。また、こ

れ以外の施設設備については、施設使用内規によって使用許可の条件、使用目的、使用時間、遵守事項等の運用方針が定められている。これらの規程・細則及び使用内規は、毎年度発行している『学生生活の手引』に掲載され、全学生に周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

平成19年3月31日現在、附属図書館の蔵書冊数は96,971冊（和書90,769冊、洋書6,202冊）、購読雑誌（和書134種、洋書24種）、新聞は11種である。視聴覚資料についても、ビデオテープが242タイトル、CD-ROMが90タイトル、カセットテープが96タイトル、マイクロフィルムが113タイトル、保有されている。

また、所蔵図書はデータベース化され、端末から検索できるシステムが整備されているほか、県立図書館及び県内4大学と図書検索のネットワーク化を図り、当該短期大学で不足する図書を補い、学生へのサービスを充実させている。平成18年度の利用状況は、入館者数27,089人、貸出冊数10,065冊であった。

さらに、附属図書館の開館時間は、学生の利用が集中する5月～7月及び10月～1月の7ヶ月間を平成17年度から1時間延長し9時00分から19時00分までとし、それ以外の月（5ヶ月間）を9時00分から17時00分までとしたところであるが、更なる開館時間の延長と休日の利用に対する学生及び学外者の要望への対応が今後の検討課題となっている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 一定の施設・設備が整っており、またその維持や清掃が行き届いているが、一部の校舎については、老朽化が進んでいる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学籍関係、成績関係等の資料については、教務学生課で管理しており、教員の求めに応じてその都度、資料の閲覧及び提供が受けられるようになっている。また、その他の教務関係資料（例えば、シラバス、年間行事予定、就職状況、等）は、ウェブサイトで公開している。

各教員に毎年提出が義務付けられている教育研究業績書の「授業科目」、「主な授業科目についての教育上の工夫」、「指導した卒業研究の題目」などの「教育活動」に関する記載事項により、各教員の教育活動が報告・蓄積されている。なお、平成 18 年度の教育研究業績書では「教育活動」についての記載項目の中に、「FD 授業改善授業」及び「正規課程以外の教育活動、学生支援」の 2 項目を新設している。

また、教育研究業績書以外にも、教授会や各種委員会及び個々の教員から随時提出される改善提案書や各種報告書、学生に対するアンケート調査や意識調査等を収集・分析したものを基に、自己評価・改善委員会が、定期的に自己評価書を作成しており、教育の状況が教授会及び総務委員会に報告され、議事録として蓄積されている。

さらに、総務委員会の下に SDFD 担当を設け、教育の在り方を点検・評価しており、その資料が収集・蓄積されている。

加えて、当該短期大学は、山形県内の 3 つの 4 年制大学（山形大学、山形県立保健医療大学、東北公益文科大学）と 3 つの短期大学（山形県立米沢女子短期大学、山形短期大学、羽陽学園短期大学）による「地域ネットワーク FD “樹氷”」（平成 16 年度文部科学省現代 GP に採択）の一員として、教育力の向上を目指す活動に参加しており、そこで行われた教育活動や授業評価内容に関する報告や情報交換の内容が、冊子としてまとめられている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成 11 年度に学生への授業評価アンケート調査を全学で実施し、その評価に基づいて、各教員が授業に対する今後の取組み方や改善点を検討している。

さらに平成 14 年度以降は、集中講義を除く全教科の受講者に、動機付け・授業内容・授業方法の 3 領域に関する 15 項目（平成 17 年度からは動機付け・指導内容・指導方法・指導技術の 4 領域に関する 16 項目）からなる授業評価アンケート調査を実施している。その調査結果は、学内ウェブサイト上で公開さ

れ、また、「地域ネットワークFD “樹氷”」の報告書にも掲載されている。

各教員は毎年、教育研究業績書により、担当している主要な3科目の授業の取組や改善状況の報告を義務付けられている。平成17年度からは、授業評価の結果や改善点を反映した記述をシラバスに記している。

平成18年度より、学内に学生SDFDモニター会議を開催し、学生の有志代表から、主として授業改善に関する意見聴取を行い、学長から自己評価・改善委員会を経て改善が勧告されている。この学生モニター会議における県内他大学との意見交換・報告内容については報告書『“樹氷”FD研究年報やまがた2006』に掲載されている。

さらに、投書箱形式で学生からの意見を広く聴取する「学生の声」アンケートを平成17年度より行っており、アンケート実施期間終了後約1ヶ月前後で具体的な学生への回答を学内掲示板に掲示している。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外関係者の意見を聞くことの取組の一つとして、「地域ネットワークFD “樹氷”」に参加し、合同の講演会や公開授業等を開催することで、他大学・短期大学と意見交換や点検・評価が行われている。

また学外から委員を招き、当該短期大学の運営について意見を聴取する運営協議会を開催し、短期大学の在り方等についての意見を聴取している。その結果の一例としては、平成18年度にキャリア支援センターを組織した。

卒業生からの意見聴取は、平成17年度に卒業予定学生に対して行われた学生生活・満足度調査というところにとどまっている。

なお、同窓会（さわらび会）との関係は密であり、さまざまな機会を通して意見交換が行われている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

教育の状況に関する評価結果は、教授会やFDワークショップ・活動報告等によって全学的に報告・審議しており、自己評価・改善委員会からの勧告や各学科からの提案に基づいて、学生委員会やカリキュラム検討部会が改善を検討している。具体的な改善例としては、①日本史学科において、学生の受講状況に対応するため、平成19年度から全科目を半期完結のセメスター制に移行したこと、②社会情報学科において、特に金融関係の企業への就職志望学生が多いことから、平成19年度より、カリキュラム改編により経済・会計科目の充実を図ったこと、が挙げられる。

また、教育の質の向上という個々の授業レベルの課題に関しては、SDFD担当が総務委員会の指揮の下に具体的な課題を全教員に提示し、その解決のための取組をSDFD担当からの依頼によってモデルとなる教員が行い、その取組を年に数回開催されるFDワークショップにおいて報告、実際の授業への反映が図られている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

前年度の授業評価アンケート結果に基づいた授業改善について、シラバスに記述することを、教員に要請している。

平成 18 年度以後は、学長が授業評価アンケートの自由記載欄の内容を個別に各教員に伝え、教員の教授技術に関する助言を行っている。具体的な改善事例として、パソコンやインターネットを利用した授業運営、授業における質問カードの使用、ゼミ形式の授業では積極的な発言を促すように運営すること、授業前・授業後にその日の授業内容の簡単なサマリーを行うこと、などの取組み例が挙げられる。さらに、SDFD担当によって、授業評価アンケートの全体の結果を教員に示し、問題意識の共有化にも努めている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

平成 16 年度から開始された、総務委員会の下での SDFD 担当による F D 活動は、全学的な運営の中で、学生による授業評価アンケートに基づいた課題の解決を行っており、学生のニーズが反映される仕組みとなっている。

教職員の側の授業改善に関するニーズや課題は、F D ワークショップや報告会における意見交換によって汲み取っている。

また、「地域ネットワーク F D “樹氷”」との連携においても F D 活動を実施しており、県内他大学の取組や事例報告等も参考にして F D 活動に取り組んでいる。

これらのことから、F D について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

学生による授業評価アンケートはここ数年継続的に実施している。このアンケートで明らかになった授業改善の課題に関して、シラバスの「受講生へのメッセージ(授業評価を踏まえた方針など)」の記載欄に、具体的な授業運営方法や改善方針が学生に向けて記述されていることから、F D 活動が一定の教育の質の向上や授業改善に結び付いていることがうかがえる。また、F D ワークショップにおいても、具体的な授業における取組の効果として、授業評価アンケートの経年的な改善が報告されている。

さらに、SDFD 活動の全学的な向上に資することを目的として、教職員が相互に参観できる公開授業を設けるための、「教職員に対する授業公開制度要項(平成 18 年 7 月 20 日制定)」を定め、平成 18 年度の後期より実施されている。

これらのことから、F D が教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

当該短期大学の教育支援者は、健康栄養学科の助手、それ以外の学科に所属している嘱託助手、並びに

山形県立米沢女子短期大学

事務局（含む附属図書館・キャリア支援センター）の職員である。

健康栄養学科の助手は、講師以上の教員と同様に公募によって研究歴や業績を審査した上で採用され、教育研究の資質向上のための学会への参加や、教育活動の質の向上を図るためのFD研修等の参加の機会が与えられている。

嘱託助手には、SD活動としての研修が行われている。

事務局職員は県立短期大学であるということから県職員が人事異動により配属され、必ずしも大学の事務について熟知はしていないが、SD活動を通して、大学職員に必要な資質向上が求められている。

これらのことから、教育支援者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 山形県内の6つの大学・短期大学の連携によって、教育力の向上を目指す「地域ネットワークFD “樹氷”」（平成16～18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム）の参加校となっており、参加校との連携や意見・情報等の交換を行うことで、当該短期大学のFD活動に資している。

基準10 財務

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

山形県を設置者とする公立短期大学であり、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、山形県の一般財源からの繰り入れにより、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

山形県を設置者とする公立短期大学であるため、毎年度の歳入歳出予算については、山形県議会で審議・決定されている。また、学内においては、予算成立後に、教授会で報告されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

- 10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

山形県を設置者とする公立短期大学であるため、当該短期大学における単年度での支出と収入は均衡している。

- 10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

教育研究活動と直接関係のない経費で大幅に予算を削減しつつ、教育研究活動関係予算の総額確保を優先的に図っている。また、教育研究活動の充実に伴う施設設備整備予算についても、所要額を確保している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

山形県を設置者とする公立短期大学であるため、財務諸表は作成していない。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、山形県の監査委員による監査が行われている。この結果については、山形県のウェブサイトで公表されている。また、平成16年度には、公認会計士等による包括外部監査が行われている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準11 管理運営

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

教授会は学長、教授、准教授、専任講師及び事務局長の 37 人で構成されており、教授会の下に 8 つの専門委員会（総務委員会、入試委員会、教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会、図書館情報委員会、自己評価・改善委員会、セクシュアル・ハラスメント防止委員会）と 1 つの法人化検討会が設置されている。

事務局は総務課と教務学生課からなり、常勤職員 14 人と非常勤職員 13 人が、必要な事務的事項を担当している。総務課は庶務、図書館管理に分かれ、それぞれの業務を担当している。教務学生課は教務学生係と企画班に分かれ、教務関係、学生生活関係、企画関係の業務を担当している。また教務学生課は、学生支援のためキャリア支援センター、保健室及び学生相談室を設置し、それぞれに進路指導担当者、看護師及びカウンセラー（臨床心理士）を非常勤で配置し、学生の心身の健康に対する支援も行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長は、月 1 回の定例教授会及び学長が必要と認める場合に臨時教授会を招集し、議長として、会を運営する。

教授会に向けて、総務委員会を開催し、教授会議題の整理を含む総務関連事項を審議している。

また、学長の指名により学生部長、図書館長が選出される。学生部長は入試委員、学生委員、教務委員、キャリア支援委員の統括を行い、図書館長は図書館情報委員会の統括、並びに地域連携活動の柱となる附属生活文化研究所所長を兼任している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

- 11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズ把握の取組については、平成 14 年度から半期ごとに実施している授業評価に関するアン

ケートや、平成 15 年度から隔年で行っている学生生活実態調査、平成 17 年度から設置の「学生の声」意見箱（不定期）、平成 18 年度より行っている学生モニター 2 人からの SDFD の制度・活動についての意見聴取などがある。この中で学生より出された管理運営に関するニーズは、自己評価・改善委員会できとりまとめ、担当する部署に伝え、改善を図っている。例えば、平成 15 年度の学生生活実態・満足度調査で得られた附属図書館の閉館時刻の延長という学生のニーズに沿って、平成 16 年度の試行の後、平成 17 年度から閉館時刻を 1 時間延長した。

教員からのニーズについては、教授会、各種委員会、学科会を通して集約し、事務職員の意見は事務局打合会で集約して、管理運営に反映されている。例えば、事務室は平成 18 年 12 月まで夜間も施錠をされていなかったが、事務局打合会で出された意見によって、平成 19 年 1 月から施錠されている。

学外関係者からの意見については、平成 14 年度より学外関係者から意見を聞き、評価を受けることを目的とした、学外有識者を委員とする運営協議会を年に 2 回ほど開催している。運営協議会の構成員は、学則第 35 条の 2 に「10 人以内の委員で組織し、本学の職員以外の者で大学教育に関し広く高い識見を有する者のうちから、学長の申出を受けて知事が委嘱する」と定められている。平成 16 年度の運営協議会で、経済的に困窮する学生への支援体制づくりの必要性が提起され、これを受けて平成 17 年度から、学生と保護者で構成される後援会組織（教育振興会）の資金援助による奨学金制度を開始している。因みに当該短期大学の同窓会（さわらび会）と教育振興会は連携し、短期大学の運営を支援している。

また、地元各界の意向を汲み上げることが目的に、地元米沢市、商工会議所、山形大学工学部と当該短期大学教職員から構成される学園都市推進協議会が組織されており、平成 19 年 2 月に「地域と大学との懇談会」が開催された。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員は山形県の研修プログラムに沿って、県職員として、組織的に研修が行われている。この県職員の研修プログラムは、新採用者対象、係長対象、課長対象など、それぞれに必要な研修会が月数回行われている。具体例としては、学長が「部長級トップマネジメント研修」、事務局長が「次長級トップマネジメント研修」、事務局長及び事務局次長が「人事評価試行に関わる評価研修」等に出席している。これらは県職員としての研修であるが、その他、大学運営の専門研修として、全国公立短期大学協会主催の「公立短期大学幹部研修会・事務職員中央研修会」に毎年参加している。

また、大学事務局学生支援担当者として教務学生課主査が、独立行政法人日本学生支援機構主催の「東北地区学生指導研修会・就職指導担当職員研修会」に出席している。当該短期大学独自のものとしては、SDFD 研修運営部会が職員を対象に研修を行っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は学則に定められており、これに基づき教授会規程が定められ、さらにこれに基づき各種専門委員会規程（総務、入試、教務、学生、キャリア支援、図書館情報、自己評価・改善、セクシュアル・ハラスメント防止委員会、及び法人化検討会）が整備され、委員や役職者の選考についてこれらに明記されている。教員の人事に関する規程や方針は「学長選考等に関する規程」、「教員人事規程」、「教員選考基準」、「教員の任期等に関する規定」、「教員の任期等に関する規定細則」等を定め、適切に選考されている。事務職員は県職員の任用規程の下で選考されている。各構成員の責務と権限はこれら各種規程に定められており、教員と事務職員の学務・事務分掌も明確化している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役職者の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

当該短期大学の目的、計画は「理念と目的・目標」として公表されている。これに基づいた活動状況に関するデータは教授会に提出し、教授会構成員に配布、議事録は事務局に保存され、教授会構成員及び事務職員が必要に応じて閲覧可能となっている。

また、教授会や委員会の審議記録は学内LAN上の各種委員会フォルダ内に蓄積され、学内教職員が自由に閲覧して適切な管理運営を行うために活用している。

主要なデータは毎年、大学案内や大学要覧として印刷し、教職員・関係者・受験者等に配布している。

これらのことから、短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

平成6年度より学長を委員長とした自己評価委員会が組織され、自己点検・評価活動を行っている。平成14年度には、自己評価委員会は自己評価・改善委員会と名称を変え、改善活動の中心的役割を果たしている。

さらに、この委員会が自己点検・評価活動を行っていることにとどまらず、各種委員会、部局がそれぞれの活動を自己点検・評価を行う仕組みを整え、各種委員会自己評価書を提出している。

授業については、毎年学生による授業評価アンケートを実施し、これを基に各教員が授業改善報告書を作成している。また、毎年各教員は教育研究業績書を作成し、それをデータとして蓄積している。

これらのことから、短期大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

これまで自己点検・評価については、『現況と課題―自己点検・評価報告書』(平成8年3月公表)、『自己評価報告書―教育の現状と課題』(平成10年3月公表)、『自己評価報告書―授業評価を中心に』(平成12年3月公表)、『自己評価報告書―教育研究活動編』(平成12年11月公表)、『自己点検・評価報告書―教育と研究』(平成13年12月公表)、『自己点検・評価報告書―付 外部評価―』(平成16年3月公表)という名称の報告書として製本され、全教員並びに関係諸機関に配布されている。また最新の平成16年3月公表の報告書はウェブサイト上にて全文公開されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者(当該短期大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

平成15年度に学外有識者を評価委員とした外部評価を2回行っている。1回目は自己点検・評価報告書による書面調査と、訪問調査による諸施設の視察、在学生との面談、教職員との面談を行っている。2回目は、外部有識者からなる運営協議会において、書面調査と教職員との面談調査を行っている。これらの結果は平成16年3月公表の自己点検・評価報告書に「付―外部評価」として公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

小規模で小回りのきく組織の良さを最大限活かして、自己点検・評価報告書として取り組んだ結果だけでなく、恒常的に日常の教育活動の中で気づいた問題点を上げ、早急に対応している。例えば、平成14年度、平成18年度に各委員会組織を見直し、効率と機能性を考慮した組織改善を図っており、「学生の声」意見箱や授業などで日常的に把握できる学生のニーズには、なるべく早急に回答を行い、改善できるところは改善するよう対応している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成14年度から、学外有識者10人を委員とする運営協議会を組織しており、これにより外部からの大学教育に関する意見聴取や、自己点検・評価の外部評価を受けることができる取組となっている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 短期大学名 山形県立米沢女子短期大学
 (2) 所在地 山形県米沢市通町6-15-1
 (3) 学科の構成

学科：国語国文学科，英語英文学科，
 日本史学科，社会情報学科，
 健康栄養学科

(4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学科 646名
 専任教員数：34名
 助手数：3名

2 特徴

(1) 沿革

本学は、昭和26年設置の米沢高等女子学院を前身とし、昭和27年、米沢市立の米沢女子短期大学に昇格した。当初は、家政科・被服別科で発足し、翌年、附属生活文化研究所と附属被服研究所を附置した。

昭和38年、本学は米沢市から山形県に移管され、昭和45年、大学名を山形県立米沢女子短期大学に改称し、昭和47年、米沢市丸の内から米沢市通町に移転し、現在に至っている。

本学は、発足後、多様化する社会の要請に応えるべく常に改組改変に取り組んできた。昭和31年には国文学科を設置し、昭和45年家政科を家政学科、国語科を国語国文学科と名称変更、昭和51年、家政学科に家政専攻と食物専攻を開設、昭和59年、英語英文学科と日本史学科を開設、平成5年、社会情報学科と家政学科改組による健康栄養学科を開設した。現在では、国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科、健康栄養学科の5学科、入学定員290人を擁する全国屈指の規模を誇る総合短期大学となった。

本学は、開学以来高度な職業教育及び教養教育を教授し、もって地域社会に貢献できる女子の育成に努めてきた。また、公立大学として、地域貢献を建学の精神とすることから、附属生活文化研究所を附置し、地域ニーズに応え地域の向上発展に寄与している。

(2) 本学における教育の基本方針及び具体化

1) 基本方針

教養と実学の結合はもとより、課題探求能力は受け身の学習や机上の訓練では育てることができない。生きた現実に触れる社会的生活経験と優れた先人の業績に学ぶ経験との相互作用が必要である。そのため本学では、教養教育とともに、現実の諸問題を直接経験して課題解決に取り組むことを重視し、その一環として

さまざまな実施研修や身近な地域との交流を図っていく。

2) 具体化

① 能動型教育の充実強化

本学では、「自ら選んで学ぶ」という能動型学習研究を重視する。専門的知識・技能の習得はもちろんのこと、学生たちには、社会の変化や時代の進展に柔軟に対応しつつも表層的变化の根源を洞察し、ゆるがなない基礎的实力を身につけさせるべく「自分で課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断し、自主的に行動して課題を解決する」課題探求能力の育成に努めている。

また、全学的な指導体制として、教養ゼミ、演習、特定研究、実習、研修等については、学生密着型の少人数教育を実施しているのが特徴である。

② 地域と連携した実践的教養教育の実施

学生が地域の実社会に触れるなかで自己の能力と適性にふさわしい学習が可能となるよう、地元社会人を中心とする講師陣による総合教養講座を実施している。

また、1年生全員を対象にした教養ゼミを実施しており、自己の将来展望や生き方の探求に資している。さらに、女性が主体的に人生を切り拓き、その意欲と能力を社会のなかで活かすことができるよう、女性学さらにはジェンダー論の教育を行っている。

③ キャリア支援教育の充実

学生の将来設計、すなわち就職・編入学・資格取得等について総合的に支援するため、平成18年度に「キャリア支援センター」を設置し、進路決定の動機付けを図る講座、就職支援講座、公務員講座、編入学対策講座を実施するほか、インターンシップの推進、情報処理等の各種資格の取得に向けた取り組みにも力を入れ、学生の支援体制を強化している。

④ 生涯学習への積極的取り組み

大学の研究成果の地域還元として、生涯学習に積極的に取り組んでいる。総合教養講座の一般開放や、公開講座の開催、附属図書館の開放、附属生活文化研究所による市民講座の開催、出前講座や地域の諸活動への教員の協力を行い、地域への貢献をしている。

⑤ 高大連携事業の推進

平成16年12月に県内2高校と「教育交流に関する協定書」を締結し、教員の相互派遣や高校生の本学講義の受講者を積極的に受け入れ、高校との連携を強化している。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 建学の精神と理念

本学は、第二次世界大戦後の山形県において、女子としての一般教養を高めるとともに、実際に必要な専門の学芸を教授研究して、地域社会の有為な社会人の育成を目的として設置された教育研究機関である。

本学は、地方分権の原理と地方自治の精神に立脚する公立大学であり、山形県が地域のニーズをふまえ、自主的に設置した大学である。自治体が自らの意志と負担で大学を設置するということは、当該自治体の教育と研究に対する並々ならぬ関心を物語るものである。それに取り組む背景には、人材を育成することに対する地域の多大な期待と要請がある。本学の使命は、こうした地域のニーズに応え、教育と研究を通して地域の向上発展に寄与し、教養と専門的知識を身につけた社会に貢献できる人間を育てることにある。

これまで、大学の役割は、知の発見・創造（研究）と知の伝達・継承（教育）を通して学問の発展に寄与することであった。しかし今日、大学とくに県立大学は、その基本的性格から、地域性を前提とした存在であることを積極的特性とすることが求められている。こうした実情をふまえ、本学は、知の発見・創造、伝達・継承に加え、知の活用・実用（地域貢献）にも積極的に取り組んでいかなければならない。

大学の教育が果たす最大の地域貢献は、地域社会を支える人材を養成することである。若い人材は地域の活力である。そして、この若い人材に求められる資質能力は、自ら課題を発見し、それに主体的に取り組んで解決の道を探る課題探求能力である。若者に期待される独創性や創造力は、この課題探求能力を身につけることによって発揮しうるものである。豊かな教養に裏付けられた専門的知識・技能とともに、創造的課題探求能力を備えた人材を着実に地域社会に送り出すことこそ本学の使命である。

このような使命の下、各学科における目的を次のように定める。

2 学科の目的

（A）国語国文学科

国語国文学の専門知識を身につけることによって、正しい日本語を用いる力を有し、より緻密な論理的思考能力をもち、伝統文化の豊富な知識を駆使して地域・社会に広く奉仕し得る人材を育成することを目的とする。具体的には、教職資格、図書館司書資格などの資格取得、あるいは、より高度な言語能力の習得などを通じて幅広く社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、（１）日本文学、日本語、漢文学、情報検索などの教育を通して、日本文化全体の特質と伝統を理解し、日本人としてのアイデンティティを身につけることによって、「国際社会に開かれた日本人」たり得る資質能力を育成する。（２）人間の諸活動や生活についての基本的認識を深めることによって、問題解決能力を高め、困難に対処する叡知を養うことを教育目標とする。

（B）英語英文学科

英語を中心とした高等語学教育並びに国際感覚の涵養に重点をおいた教育を行うことを目的とする。具体的には、教職資格の取得、あるいは、TOEICや英語検定における優秀な成績・資格をもち、英会話能力や英語英文学の知識を活用することで、広く社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、（１）実践的英語教育により、英語を駆使できる能力を習得させる。（２）英米文学とその関連分野を学ぶことにより、国際的に通用するものの見方・考え方を深めさせることを教育目標とする。

（C）日本史学科

幅広く豊かな教養と日本史学及びその関連分野における専門知識を身につけることによって、歴史的な洞察力

と柔軟かつ論理的な思考力をもって、社会の発展に貢献できる有為の人材を育成することを目的とする。具体的には、教職資格や図書館司書資格、博物館学芸員資格の資格取得、あるいは、歴史認識を基盤とした他者理解能力などを通じて社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、（１）日本及び世界の歴史に対する深く広い理解力と洞察力を習得させる。（２）数多くの歴史資料や文化財に接することを通して、地域の歴史・文化財に対する深い理解と愛護の念をもたせることを教育目標とする。

（D）社会情報学科

情報社会の構造、動態、技術の本質を深く理解し、それらを基盤として分析力、表現力、応用力を培い、地域や社会の発展に寄与することのできる意欲的な人材の育成を目的とする。具体的には、情報処理技術や図書館司書などの実務資格をもって、社会の諸分野に広く貢献しうる有用な人材を育成する。

このため、（１）現代社会の仕組みや人間集団に関する理解を深めるための基礎知識を習得させ、実社会における諸問題を正確に分析し柔軟に対処できる能力を涵養する。（２）情報技術の専門知識を体系的に習得させ、それらを応用して情報社会で要求される問題解決能力や情報メディアによる表現力を高めることを教育目標とする。

（E）健康栄養学科

人間の心身の健康を通して限りある生命の尊厳を認識し、健康を維持・増進させる専門的な知識と技能を有する人材を育成することを目的とする。具体的には、今日的な健康の課題に対応し、社会に貢献できる有用な栄養士を育成する。

このため、（１）健康に関する知識・技能を身につけた、幅広い人間性を涵養する。（２）現在社会における栄養士教育の質的向上のために、健康に関する基礎理念のもと、各個人のライフサイクルに合わせた運動と食事のあり方について、生活指導のできる能力を養うことに重点を置く。

iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 短期大学の目的

本学は学則に定められている目的をもとに、平成 15 年度に大学の養成しようとする人材像を含めた達成しようとする基本的な成果等をより具体的に示すため、「理念と目的・目標」を定め、公表している。

さらに、「理念と目的・目標」に基づいて作成された「教育方針」は全学生・全教職員や高校生・企業に配付され広く伝えられるように努力をしている。以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。ただし、本学の目的が教職員及び学生にどの程度認識・理解されているかを把握するための調査が必要である。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育方針に基づき、各学科がそれぞれの目標を掲げており、学科構成も適切なものとなっている。教養教育の企画・運営は教務委員会が担当しており、適切に行えるような仕組みとなっている。また、本学の目的・目標のひとつである地域貢献活動の拠点として、附属生活文化研究所が公開講座、「こども大学」等の企画・運営の役目を果たしている。以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の教育活動に要する人員は確保されており、一部欠員はあるが、概ね良好なバランスを保持している。教員人事は明確な基準が定められており、適切に運用されている。又、教員の教育活動は授業評価アンケートで定期的に評価されており、それをもとに各教員が授業改善に努めている。

教育課程に必要な職員、支援者は、県職員である事務職員が担当しているが、教育支援の効果を上げるために適切な工夫がされている。また、本学を卒業した者を嘱託職員として抱えることにより、より学生に密接な対応が出来ている。以上のことより、本学は概ね本基準を満たしていると言える。

基準 4 学生の受入

本学では教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、広報、学生募集要項及びホームページに掲載している。また、平成 19 年度に至るまでの入学者選抜において、本学の学生受け入れは適正かつ公正に行われており、定員に対し一定の志願者倍率を維持しており、入学定員を大幅に超えたり、下回ったりすることはなかった。このことは、入試委員会を中心として、絶えず入学者選抜方法の検討・見直しを行い、学生募集活動も積極的に行ってきたためと言える。以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。ただし、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかどうかの検証を行う必要がある。

基準 5 教育内容及び方法

授業科目の配置については、総合的な教養を身につけキャリア形成を支援する科目と主題別の科目とのをバランスよく配置し、専門科目として各学科ごとの教育目的に適応し、資格科目についても適切に配置している。また、それぞれの授業科目は、例えば教養科目については大学教育の導入と現代社会で求められる教養、情報処理能力を身につけるとともに、学生のキャリア形成支援のための科目を設けているなど、教育課程の趣旨に合致しており、授業の内容はその基礎となる最新の研究成果を反映したものになっている。さらに編成についても、学生ニーズなどに適切に対応している。「大学コンソーシアムやまがた」の規定により山形県内の大学・短大・高専との単位互換協定を締結し、他大学との連携も進めている。

また、全学的に学生が自主的に学習する機会を適切に整え、単位の実質化への配慮を十分に行っており、講

義形態についても多様なメディアを駆使し少人数教育によるきめ細かな指導を行っている。さらにシラバスは授業科目に関わる情報を提示し、平成 19 年度からシラバスのスリム化を行っている。学生の自主学習の場を確保するとともに、高大連携事業として高等学校の教員を招いて授業を行う等、基礎学力の不足を補うための配慮もされている。成績評価基準や卒業認定基準は学生に適切に周知し、認定を厳格かつ適切に行うとともに再試験の制度を設けるなど成績評価の正確性を担保している。以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。

基準 6 教育の成果

教育目標及び教育理念の学生への浸透は、「教育方針」、「学生生活の手引」等を用いて、新入生オリエンテーションで概ねなされている。一方教育方針の達成状況については、卒業研究発表会の実施や、論文集の発行などで検証可能であるが、今後その教育効果を判断する基準づくりが必要であると考えます。

平成 17・18 年度入学生については、99%が学業を順調に進めて、進級・卒業しており、卒業生においては、のべ 276 名という多くの学生が教職、司書、栄養士などの資格を取得して卒業していることから、本学の教育成果や効果は十分に上がっていると判断できる。

本学では各学期終了時に講義科目を中心として授業評価アンケートを行っている。平成 18 年度では、学生からは概ね肯定的に評価されていると言える。現在、演習・実習系の授業評価の検討に取り掛かっているが、すでに実施されている講義科目も含めて、学生の評価をさらに詳細に測定するための回答用紙及び質問項目の検討が必要であると認識している。

平成 18 年度卒業生については、就職した者 196 名、四年制大学に編入学した者 75 名であり、希望者数に占める就職率は 91.2%、四年制大学への進学率は 94.9%である。健康栄養学科では就職希望者のうち 72.9%の学生が栄養士資格を生かして就職を決めている。就職率(特に資格を生かした就職率)の高さや編入学者の多さからわかるように、就職や進学の面からは本学の教育の成果や効果が十分に上がっていると見える。

以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。

ただし、卒業生や就職先から本学の教育成果について意見聴取するため、アンケートなどを用いて定期的に卒業生の状況を追跡調査する必要がある。

基準 7 学生支援等

本学における授業選択のためのガイダンスは、入学時に全学共通で、各学期開始時に学科ごとに行われており、適切に実施されていると認識している。

学生に対する相談体制は、教員による個別的な進路・学習相談、看護師による健康相談、臨床心理士によるカウンセリング、セクハラ相談室、キャリア支援センターによる就職・進学相談などがあり、十分に機能している。

学生生活実態調査、授業評価、意見箱「学生の声」、学生 S D F D 会議によって学習支援や生活支援に関する学生のニーズが適切に把握されている。

玄関のスロープ設置、エレベータの設置、留学生チューター制度、ノートテイク養成講座など障がいを持った学生や留学生に対する学習・生活支援も適切に行われている。

自主的学習環境は十分に確保されており、学生たちは付属図書館、情報処理室、各学科合同研究室などを利用することができる。また、パソコンやインターネットも自由に使うことができる。

学生の課外活動に対する支援は、自治会活動、吾妻祭(大学祭)、サークル活動、施設・設備の開放などの面で十分に行われている。

学生に対する経済面の支援は日本学生支援機構奨学金、授業料免除、教育振興会奨学金、学寮によって適切

に行われている。

以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。

基準 8 施設・設備

情報ネットワーク、図書資料等の整備状況及びそれらの有効活用を含め、本学における施設・設備関係については、基準 8 を満たしているといえる。

ただし、県の厳しい財政運営の中、本学の施設設備に振り向けられる予算は年々減少してきており、老朽化に伴う施設設備の整備や図書の購入などは今後とも計画的に進める必要がある。また、情報ネットワークシステムや附属図書館の資料をこれまで以上に有効活用するためにも、施設の利用時間の延長について、今後とも検討を進める必要があると思われる。加えて、地域住民が大学施設を利用しやすいような開放の仕方についても、併せて検討していくべきであろう。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学では、自己評価・改善委員会やSDFD担当によって、学生への授業調査アンケートなどによる意見聴取の結果に基づいた、教育の質の向上及び改善についての適切なシステムが組織的に整備されており、この点において、本学は本基準を満たしているといえる。また、「地域ネットワークFD 樹氷」への参加によって、他大学との情報・意見交換を行ない、外部的な視点からの授業改善にも努めている。

ただし、学生・教職員の意識をより高めることが出来るように、現状の改善結果にとどまるのではなく、その結果を全学的なものにしていくフィードバックをさらに進めていく必要がある。「学生本位」の「少人数教育」を旨とする本学にはその資質は十分備わっている。

基準 10 財務

県立の短期大学であるため、大学施設の管理運営や教育研究活動が遂行できる予算が安定的に確保されており、過大な支出超過とはなっていない。また、教育研究活動に対する適切な資源配分については、総務委員会が中心になり事務局との連携のもと適切な配分・執行がなされている。

さらに、財務に対する会計監査等は適切に行われており、問題となる指摘も受けていない。以上、財務に関する基準を満たしているといえる。

基準 11 管理運営

本学の目的を達成するために必要な管理運営体制は適正な規模・機能を持っており、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行えるような組織形態がとられている。そのための管理運営に関する規程等も整備されている。

自己点検評価活動は改善活動に結びつくように取り組まれ、その結果は公表されている。以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。

iv 自己評価書等

対象短期大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/tandai/jiko_yonezawajoshi_t200803.pdf

Ⅴ 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-①-1	山形県立米沢女子短期大学学則
基準2	2-1-①-1	山形県立米沢女子短期大学の理念と目的・目標
	2-1-②-1	平成18年度総合教養講座
	2-1-②-2	平成17年度組織・委員会の自己報告書（共通教育担当班）
	2-1-②-3	平成18年度教務委員会自己評価報告書
	2-1-⑤-1	山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所規程
	2-1-⑤-2	山形県立米沢女子短期大学公開講座規程
	2-2-①-1	山形県立米沢女子短期大学教授会規程
	2-2-①-2	平成19年度教授会・総務委員会日程
	2-2-①-3	平成18年度教務関係年間活動計画
	2-2-②-1	山形県立米沢女子短期大学教務委員会規程
基準3	3-1-①-1	山形県行政組織規則
	3-1-①-2	山形県立米沢女子短期大学教員人事規程
	3-1-①-3	山形県立米沢女子短期大学教員選考基準
	3-1-①-4	山形県立米沢女子短期大学教員の任期等に関する規程
	3-1-①-5	山形県立米沢女子短期大学教員の任期等に関する規程細則
	3-1-③-1	栄養士養成施設の専任教員の数及び資格要件
	3-2-①-1	教員人事に関する申し合わせ
	3-2-①-2	教育研究業績書
	3-3-①-1	各教員の研究テーマおよび業績と担当科目との相関
	3-4-①-1	平成19年度事務局事務分担表
	3-4-①-2	健康栄養学科平成18年度の実習要録
基準4	4-2-①-1	面接マニュアル
	4-2-①-2	平成17年度学科別推薦・一般入試小論文問題
	4-2-①-3	平成18年度学科別推薦・一般入試小論文問題
	4-2-①-4	平成19年度学科別推薦・一般入試小論文問題
	4-2-①-5	平成18年度学科別学士・準学士等特別入試問題
	4-2-③-1	山形県立米沢女子短期大学入試委員会規程
	4-2-③-2	平成19年度推薦（特別）入試実施要領
	4-2-③-3	平成19年度AO入学試験マニュアル
	4-2-③-4	平成19年度一般入学試験（個別学力検査）実施要領
	4-3-①-1	入学試験実施状況
基準5	5-1-①-1	社会情報学科各学期受講可能科目表
	5-1-②-1	情報リテラシーの授業内容
	5-1-②-2	健康栄養学科専門科目授業概要
	5-1-②-3	社会情報学科専門科目授業内容

	5-1-③-1	教養科目の授業に反映された研究成果
	5-1-③-2	教職科目「総合演習」課題
	5-1-③-3	資格科目（学芸員・ピアヘルパー・栄養士）の授業に反映された研究成果
	5-1-③-4	専門科目（国語国文・英語英文・社会情報・健康栄養）に反映された研究成果
	5-1-③-5	国語国文学科専門科目「国文学特殊研究Ⅴ」配布資料
	5-1-③-6	日本史学科専門科目「日本史概説Ⅱ」配布資料
	5-1-④-1	日商PC検定（文書作成）受験状況
	5-1-④-2	教養科目中の外国語の受講者数
	5-1-④-3	平成15～18年度教職免許取得者数
	5-1-④-4	日本史学科における博物館課程受講者の比率
	5-1-④-5	英会話一～英会話四の過去3年間の受講者数一覧表
	5-1-④-6	日本史学科平成19年3月卒業生ゼミ配置と卒業研究
	5-1-④-7	社会情報学科授業科目と各種関連資格
	5-1-④-8	社会情報学科「経済学勉強会」実施状況
	5-1-④-9	FD協議会樹氷会則
	5-1-⑤-1	社会情報学科履修モデル
	5-1-⑤-2	社会情報学科講義科目の課題出題・提出状況例
	5-1-⑤-3	社会情報学科演習科目の課題出題・提出状況例
	5-2-①-1	SDFD研修実施要項
	5-2-①-2	SDFD運営部会の自己評価報告書
	5-2-③-1	平成16～18年度図書館利用状況
	5-3-③-1	山形県立米沢女子短期大学成績の査定に関する規程
基準6	6-1-③-1	平成18年度授業評価授業アンケート記入要領
	6-1-③-2	平成18年度授業評価授業アンケート回答用紙
	6-1-③-3	平成18年度前期授業評価授業アンケート結果
	6-1-③-4	平成18年度後期授業評価授業アンケート結果
	6-1-④-1	求人・就職状況
基準7	7-1-①-1	平成19年度オリエンテーション日程
	7-1-②-1	平成19年度キャリア支援計画
	7-1-③-1	学生生活の実態及び満足度調査アンケート（質問用紙）
	7-1-③-2	平成17年度学生生活の実態及び満足度調査アンケート結果
	7-1-③-3	平成17年度学生生活の実態及び満足度調査のとりまとめ
	7-1-③-4	「学生の声」に対する事務局回答
	7-1-⑤-1	平成18年度山形県立米沢女子短期大学留学生チューター制度実施要領
	7-1-⑤-2	留学生チューターの実施状況についての事後インタビューのまとめ
	7-3-①-1	山形県立米沢女子短期大学におけるセクシュアル・ハラスメントに関する指針
	7-3-④-1	日本学生支援機構奨学金採用者数
	7-3-④-2	山形県立大学の授業料免除等取扱要領
	7-3-④-3	山形県立大学の授業料免除等取扱基準

山形県立米沢女子短期大学

	7-3-④-4	外国人留学生に係る山形県立大学の授業料免除等取扱基準の取扱い
	7-3-④-5	山形県立米沢女子短期大学授業料免除等取扱基準
基準9	9-1-③-1	米沢女子短期大学運営協議会規程・米沢女子短期大学運営協議会運営要領
基準10	10-1-①-1	財産調書
	10-1-②-1	平成19年度議案及び予算説明書
	10-2-③-1	平成19年度予算内訳(対18年度予算額対比)
基準11	11-1-①-1	山形県職員定数条例
	11-1-①-2	米沢女子短期大学管理運営組織・事務組織
	11-1-⑤-1	平成18年度年間研修日程表
	11-2-①-1	山形県立米沢女子短期大学学長選考等に関する規程

